

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 7 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1700038 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1700137 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 3 月中旬から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 26 年 3 月中旬から同年 7 月 31 日まで、A 社に派遣社員として勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録がない。

当時、電子化されていた給与明細書を確認しており、厚生年金保険料として 1 万 1,000 円が控除されていたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された「派遣労働者雇用契約書 (兼) 就業条件明示書」により、請求者は、平成 26 年 3 月 17 日から同年 7 月 31 日まで、A 社と派遣労働者雇用契約を締結し、派遣先企業に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社から提出された請求者の請求期間に係る給与明細書によると、全ての月において厚生年金保険料は控除されておらず、請求者が主張する 1 万 1,000 円の厚生年金保険料の控除を確認することができない上、上記給与明細書における各月の「差引合計額」(支給合計額から控除合計額を差し引いた額)は、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できる各月の振込額と一致している。

また、C 市から提出された B 社に係る請求者の平成 26 年分の給与支払報告書 (個人別明細書)によると、社会保険料等の金額は、上記給与明細書における雇用保険料の合計額と一致しており、請求期間に係る厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、C 市から提出された請求者の請求期間に係る国民健康保険の加入期間の回答によると、請求者は、同市の国民健康保険に平成 25 年 5 月 21 日に資格を取得し、平成 26 年 11 月 26 日に資格を喪失していることが確認でき、当該加入期間は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金の加入記録 (平成 25 年 5 月 21 日に資格取得、平成 26 年 11 月 25 日に資格喪失) と符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700096号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700138号

第1 結論

請求期間について、請求者のA市教育委員会B部における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月28日から同年4月5日まで

A市立C高等学校に教師として勤務していた際、同校D部の顧問をしていた。請求期間当時は、D部がE県での予選を経て、F県G市で開催されたH大会に出場するため、D部員を引率し監督として出場するなどして、春休みの全期間について出勤していたが、請求期間のA市教育委員会B部に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、被保険者期間として訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

A市教育委員会から提出された請求者に係る辞令及び4月分非常勤講師出勤表からは、請求者の請求期間に係る勤務を確認できない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録は、資格取得年月日は平成3年4月1日、離職年月日は平成4年3月27日であり、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と符合し、請求者の請求期間に係る勤務を確認できない。

さらに、A市教育委員会は、請求者の請求期間に係る勤務形態及び給与について、平成3年10月1日から平成4年3月27日までは期間採用講師、同年4月1日から週6時間勤務の非常勤講師として雇用しており、当該期間に係る部活動の監督及び顧問については、正式な雇用はせず、給与及び手当の支給もしていない旨回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、請求期間当時におけるA市立C高等学校の複数の上司は、請求者が同校のD部の顧問であったことは記憶しているが、当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。